

放課後児童クラブ 事故防止マニュアル(指針)

2025年度版

(4月1日施行)

彦根市教育委員会事務局
生涯学習課子ども支援係

目 次

1	行方不明児童発生時対応	…	1,2
2	防犯(不審者)対応	…	3～7
3	感染症等対応	…	8
4	食物アレルギー・誤嚥の対応(おやつ・昼食)	…	9～13
5	暴風を含む警報および特別警報等発表時の対応	…	14～17
6	事故発生時(救急対応時)対応	…	18～20
7	熱中症対策	…	21～24
8	防災(火災)対応	…	25
9	防災(地震)対応	…	26
10	避難訓練	…	27、28
11	敷地外における活動	…	29
12	弾道ミサイル発射に係る対応	…	30
13	いじめ対応マニュアル	…	31
14	児童虐待対応マニュアル	…	32
15	特別な支援が必要な児童の対応マニュアル	…	33
	安心安全なクラブ運営のために	…	34～38

1 放課後児童クラブ 行方不明児童発生時対応

(1) 緊急事態の把握と緊急対策本部の設置

児童行方不明

① 状況の確認と記録

〔情報の収集〕

把握すべき情報

- ① いつ発生したのか(時間)
- ② どこで発生したのか(場所)
- ③ 誰なのか(名前 性別 学年 生年月日 保護者の名前 電話番号)
- ④ 児童の特徴(服装、髪型、持ち物、身長など)
- ⑤ どんな状況だったのか
- ⑥ 保護者への連絡の有無

記録開始(時刻・状況・状況の変化)

※伝達された内容を声に出して復唱しながらメモする。
※できれば同時に、記録担当がデータ入力を始める。

〔現場への指示〕

(不確かな情報の確認、保護者への連絡、学校への協力依頼)

② 内容の報告

- ① 生涯学習課長
 - ② 教育長、教育部長、次長、学校教育課長
 - ③ (他の課長)
 - ④ (市長)
- ※情報収集した内容を①に報告、①→②③④

③ 緊急対策本部の設置

- ★教育長、教育部長、次長、生涯学習課長
生涯学習課長補佐、学校教育課長、他の課長
(★…本部長)(※必要なら総務調整官)
- ・概況報告、対応の協議
 - ・情報の収集、現場への指示
 - ・確実な情報の集約
 - ・教育委員への連絡(教育長確認)
 - ・マスコミへの対応

④ 現地対策室の設置

警察通報

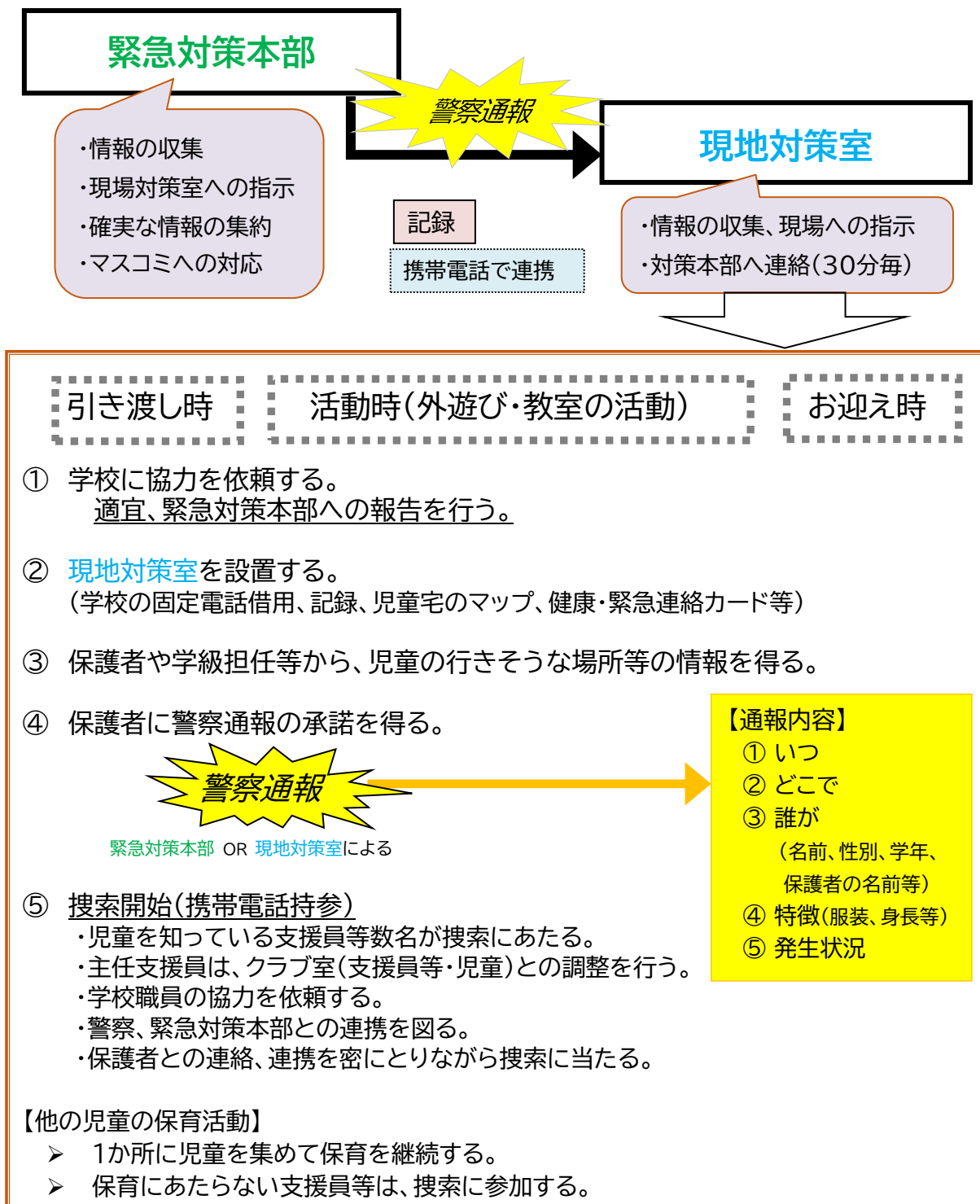
◎保護者の承諾を得ることを原則とするが、緊急を要する事案の場合は即時に110番通報をする。

【通報内容】

- ①いつ
 - ②どこで
 - ③誰が(名前、性別、学年、保護者の名前 等)
 - ④特徴(服装等)
 - ⑤状況
- 等

★生涯学習課副主幹、統括アドバイザー、校長、教頭、放課後児童クラブ連携担当教員
支援員等業務委託事業者による対応協議 (★…対策室長)
・情報の収集 ・対策本部への連絡(30分毎)

(2) 緊急対策本部の運営



(3) 緊急対策本部の閉鎖と事後

- ・ 児童の安全確認、健康状態の把握
- ・ 当該児童のメンタルケア
- ・ 児童保護者に対する説明
- ・ 支援員等業務委託事業者への指導、指示
- ・ マスコミへの対応
- ・ 教育委員への報告
- ・ 当該児童保護者への謝罪
- ・ 情報の整理
- ・ 他の児童保護者に対する説明
- ・ 今後の体制の見直し
- ・ 警察への協力

2 防犯(不審者)対応

見知らぬ人物が侵入

児童の家族・親戚と確認できない者は、児童との関係を確認する。

※氏名、用件を確認

※併せて危険物の所持はないか観察

※複数名で対応すること

確認がとれた

- 健康・緊急連絡カード緊急連絡先に確認をする。
- 来訪者には、
 - ✓ 用件を聞き、正当なものかどうか
 - ✓ 関係者であれば、児童の学年・組・名前が答えられるかどうか
 - ✓ 児童の特徴等が答えられるかどうか確認をする。(不安な時は、児童と対面することのないようにする。)

※危険がないと判断できる時は、丁寧に対応すること。

通常対応をする。

確認がとれない

※緊急通報システム準備

警察通報

不審者対応マニュアル(連絡体制)に沿った対応をする。

※外部に危険を知らせる。

連絡体制

児童に危害が及ぶと思われる者は、退去を求める。

退去した

再侵入していないか確認し、子どもの安全を確保する。

退去しない

不審者対応マニュアル(不審者への対応、児童の安全確保、事後対応)に沿った対応をする。

児童の安全確保

Point

- 連絡体制
- 不審者の対応
- 児童の安全確保
- 連絡体制

不審者への対応

留意点
支援員等は、「児童の命」と「自身の命」を守ることが第一です。
警察の到着(通報から 5~10 分)までの間、不審者とはできる限り距離を保つ努力をすること。

事後対応

不審者対応マニュアル

(1)

連絡体制

- 言動が異常な場合は、躊躇せず、警察へ通報(110番)を行う。
- 大きな声、防犯ブザー、笛などで、周囲に危険を知らせる。
- 学校と生涯学習課(子ども支援係)へ不審者進入の連絡

留意事項

連 携 : 支援員等が相互に連携して対応する。

- 挙動、言動、服装、所持品、対応の内容等で不審者かどうかを判断する。
- 不審者(疑いがある)と判断した場合には、応援を求めて複数で対応する。
- 不審者と確認した場合は、ためらわずに警察に通報する。早い通報が、危険を回避するポイントになる。
- タイミングが重要。支援員等が連携し、迅速に(できれば、相手が気づいていないうちに)連携をとり、外部に危険を知らせる。
- 大声を出すとともに、火災報知器、防犯ブザー、笛などにより、周囲に危険を知らせる。

(2)

不審者への対応

※複数対応

- ・ 不審者を退去させられるよう、繰り返し説得する。
- ・ 不審者の言動に注意する。
- ・ 不審者の移動範囲を狭める。
- ・ 不審者と児童との距離が近い場合、遠ざける。
- ・ 顔、身長、体格、特徴などを確認する。
- ・ 凶器や危険物を持っていないかを確認する。
- ・ 不審者からの攻撃に備え、さすまたや身近な物(椅子、机、ほうきなど)で防御できる態勢をつくる。
- ・ 不審者への打撃は、児童や自分の身を守るための行為であり、正当防衛であるため、遠慮・躊躇せず渾身の力を込めて行う。
- ・ 被害を最小限に抑えるよう努力をする。

留意事項

- できる限り複数人で対応する。
- 不審者として認識確認を行う場合は、人権に配慮する。
 - ・ 落ち着いて対応し、不審者を刺激するような言動は控える。
- 状況判断と平常心
 - ・ 冷静に不審者の態度・凶器の有無等を観察し、クラブ室の配置や備品等、周囲の状況を考え対応し、児童の安全を最優先する。
 - ・ 不審者(疑いがある)の場合には、クラブ室内への入室を阻止する。
- 間合いに注意する。
 - ・ 常に相手との間合いに注意し、相手に背を向けるような隙を作らないよう注意する。
 - 安全な間合い(2m)を保ち、両手の見える位置で対応をする。
 - 別の場所へ案内する場合の立ち位置は、相手の後ろが最適。
 - 横に立つ場合は、相手の利き手の反対側に立つ。
- あわてない。
 - ・ 不審者の侵入は、時と場合を選ばない。突発的な事態にもあわてずに行動・対応する。
 - 命を守るのが最優先。
 - できる限り距離をとる努力をする。
 - 相手と距離を保たないと、危害を加えられることも考えられる。周囲にある備品(モップ、ほうき、机、椅子、消火器等)を用いて不審者の行動を抑止する。
 - 相手を観察し、最初の一撃をかわせるよう、身構えておく。
 - 児童の避難と警察が到着するまでの時間を確保するため、時間稼ぎをする。
 - 「警察が到着するまでの時間稼ぎ」という意識をもって、5～10分を何とかもちこたえるようにする。

- 躊躇しない。
 - ・ 警察到着までに、相手との距離が縮まってしまう、危険にさらされた場合、相手に与える打撃は、児童や自分の身を守るための行為であり、正当防衛であるため、遠慮や躊躇せず渾身の力を込めて行う。
- 気を抜かない。
 - ・ 相手を制圧した後でも、相手の挙動や周囲の状況に注意して、最後まで気を緩めることなく、警察の到着を待つ。
- 学校との連携
 - ・ クラブ室以外の教室等で緊急通報システムが作動した際の連携の取り方や避難方法についても、学校と確認しておく。

(3)

児童の安全確保

- ・ 安全な場所へ誘導する。
- ・ ドアを施錠し、バリケードを作る。
- ・ 不審者を刺激しないよう、児童を落ち着かせる。
- ・ 不審者の近くに児童がいる場合は逃げるように指示する。
- ・ 不審者の注意が児童に向いている場合は、注意をそらす。
- ・ 児童の人数確認を行う。
- ・ 安全な場所へ誘導する。
- ・ 負傷者の状況確認と応急手当を行う。

留意事項

- 確認をする
 - ・ 児童の家族・親戚と確認できない者は、児童との関係を確認める。
 - ・ 健康連絡カードの緊急連絡先に確認をする。
 - ☑ 来訪者には、用件を聞き、正当なものかどうか
 - ☑ 関係者であれば児童の学年、組、名前が答えられるかどうか
 - ☑ 児童の特徴等を答えられるかどうかを確認し、
不安な時は、児童と対面させることのないように留意する。
 - ※危害を加える恐れが低い場合などは丁寧に対応する。
 - ・ 他の職員は、応援に駆けつけるとともに、児童を安全な場所(不審者から遠い場所)へ避難誘導する。

(4)

事後対応

- 不審者が再度、周辺に来ていないか確認
- 再度、児童の人数確認
- 被害があれば状況の確認
- 事件を整理し、生涯学習課へ報告
- 保護者への連絡対応
- 負傷者の氏名、状況の確認(多数に及んだ場合はリストの作成)
- 状況に応じ、救急車の要請(119番通報)
- 救急車への同乗・搬送先からの状況報告

○ 事件のアフターケアについて :事態収束後は児童のケアに注意する。

(1) 児童の行動等を注意深く観察し、事故以前と事故後について記録を1ヶ月程度とる。

(より深く観察するため、一時的に支援員等の増員を行う。)

(2) 児童の様子が気になる場合は、生涯学習課および各学校の担任に連絡する。

(連絡を受けた場合、生涯学習課は、学校支援・人権・いじめ対策課に専門員の派遣を要請する。また、各学校と協力しながらそれぞれの児童のケアを行う。)

3 感染症等の対応

◎ 以下の対応を基本とするが、感染症の種類や感染拡大の状況により対応を決定する。

感染症が流行

学校閉鎖

クラブ閉室

学年・学級閉鎖

対象学年・対象学級の児童は閉鎖期間中のクラブ利用は不可。ただし、クラブは開室し、対象児童以外の児童を受け入れる。

対象児童は、学年・学級閉鎖実施期間は、クラブの利用はできない。

児童登校後に、感染症等による学級(学年)閉鎖が決定された当日についても、感染拡大防止のため、通常のクラブ室で受け入れない。原則、学校で待機等の対応をする。

また、発熱症状(37.5度以上もしくは平熱より大きく高い場合)のある児童については、感染拡大防止のため、いかなる理由があっても受け入れることはできない。

《学校連携担当者の先生方へ》

学校から保護者への tetoru による非常措置についての情報発信の際には、「放課後児童クラブの対応」についても併せて配信ください。

また、配信いただいた内容(文面)を C4th にて生涯学習課担当者へお知らせください。

tetoru の例文 【感染症等による学級閉鎖の場合】

放課後児童クラブにつきましては、閉鎖期間中はご利用できません。本日△月△日(△)も、放課後児童クラブへは行かずに、○年○組教室にて待機していますので、可能な限り早めのお迎えをお願いします。

- (1) 感染症等の感染拡大防止のため、定期的な換気、密の回避、手洗いを徹底する。
また、必要に応じてマスクの着用および手指消毒を励行する。
- (2) 感染症等の流行状況により、長期休業中の利用の場合は登室時に検温結果を含む健康状況を保護者から報告を受ける。また、学校休業日は、支援員等が登室時の検温や健康観察を行う。
- (3) 発熱時(37.5度以上もしくは平熱より大きく高い場合)は、保護者に連絡を取るとともに、発熱児童の様子を注意深く観察する。他の児童への感染を防ぐため、できる限り他の児童との接触をさけ、安静にさせる。また、初期処置(熱を下げるための医療行為以外の処置)を行う。
- (4) クラブ内で感染症の拡大が確認された場合は、可能な範囲で家庭保育の協力をお願いし、開室したまま保育規模を縮小し、感染防止に努める。
- (5) インフルエンザやノロウイルス等の感染症流行時には、各クラブの児童数の10%程度の者が発病の様子が見える時は、各保護者にクラブの流行状況を知らせるとともに、各家庭での手洗いやうがいを励行するよう呼びかける。

4 食物アレルギー・誤嚥の対応

(1) 食物アレルギーについて

① クラブ運営中の食物アレルギー発症が考えられる機会

- おやつを提供
- クラブ行事飲食会
- クラブ内調理活動

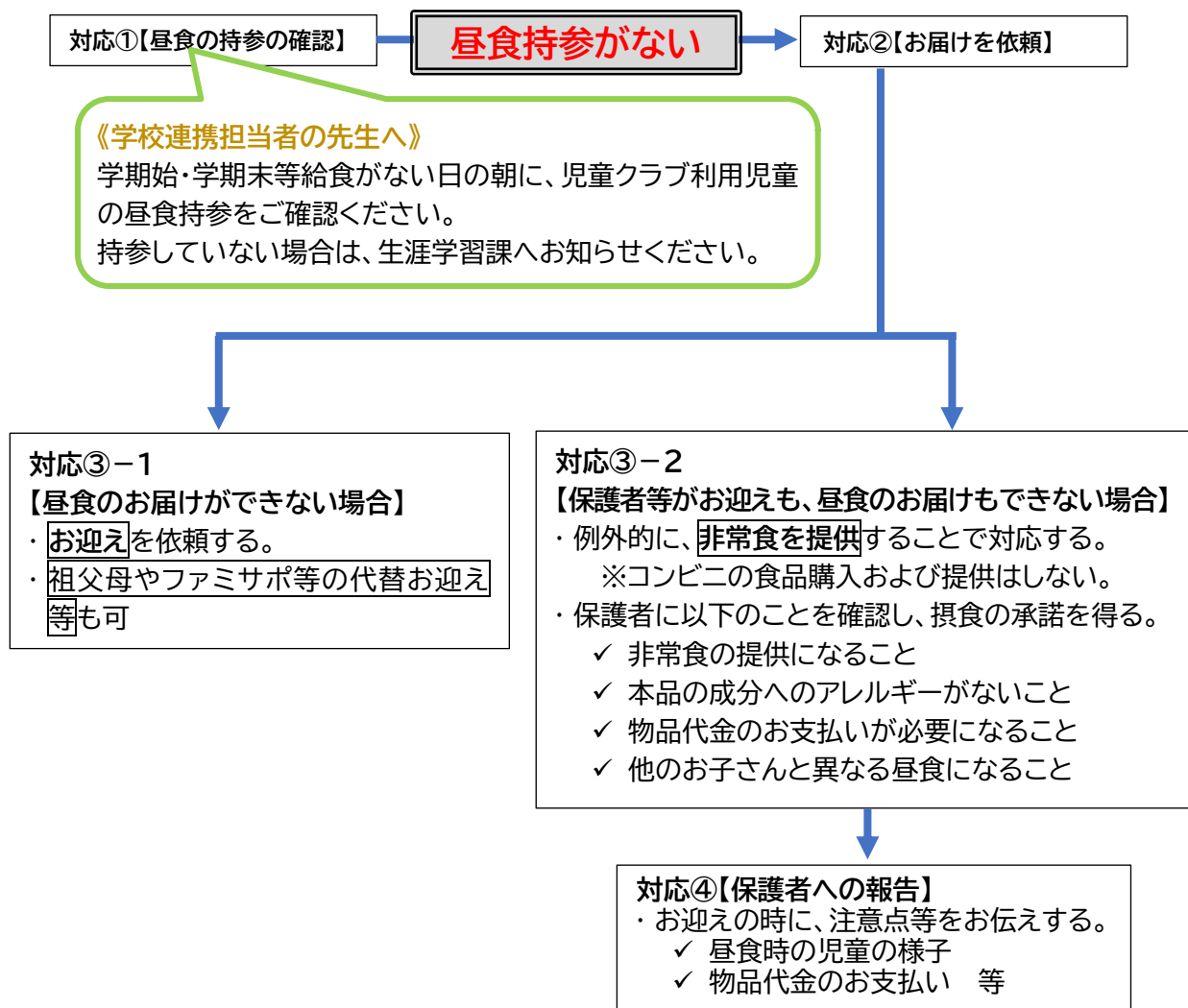
	食物アレルギー発症防止対策		誤嚥事故防止対策
保護者へのアレルギー情報の聞き取り	アレルギーの有無 アレルギーの確認 エピペンの有無 エピペン・AED の場所確認	支援員等にミーティングで共通理解 日誌に記録 学校との連携	
おやつ献立と購入の計画	除去対応、代替品対応、個別持参等、 対応の仕方を決定 保護者に確認		マシュマロ、 団子、もち、 こんにゃく ゼリーなど、 避ける
納品	品目、数量、賞味期限を確認 計画との照合 2人以上で確認 納品後は適切に管理		
当日提供のおやつの準備	原材料(アレルギー)や 賞味期限の確認 品質チェック(異物混入等)		
配膳	アレルギー対応児童に確実に対応のお やつが配膳されるように、先に手渡し する		座って、 落ち着いて、 食べられる ように指導 する。
おやつの時間	座席の配慮 子ども同士のおやつの交換禁止 児童管理・安全チェック (食品以外を口にしていないか・いたずら・誤嚥など)		児童管理 安全チェック
おやつの時間後	子どもたちの様子を観察 (異変はないか) クラブ室の清掃		

※ おやつは児童の体調や調子にも配慮しながら、提供する。

※ おやつの時間は、子ども同士や支援員等とのコミュニケーションや休憩の時間として落ち着いて過ごせるようにする。

○ 昼食忘れ

昼食の持参がない児童への対応は以下のとおり



《保護者への周知のポイント》

児童クラブの昼食については、保護者にも寄り添うことが求められる支援であることから、各ご家庭の状況に応じて、ご準備いただくものであることを、機会を捉えて保護者に伝える。

例 手作り弁当である必要はない。
パンなどの持参でも良い。

② アレルギーが発症したと思ったら…

アナフィラキシー発症

**アレルギーの
症状がある**
(食物の関与が
疑われる)

**原因食物を
食べた**
(可能性を含む)

**原因食物に
触れた**
(可能性を含む)

**ハチなどの
昆虫に
刺された**

**緊急性の高い
アレルギー症状は
あるか？
5分以内の判断!!**

アレルギー症状

全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ・声がかすれる
- ・せき
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー
- ・のどや胸が締め付けられる

消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気・嘔吐
- ・下痢

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんましん
- ・赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血
- ・まぶたの腫れ
- ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

**判断に迷ったら
エピペンを打つ!
ただちに
119 番通報をする!**

発見者「観察」

- ☐ 児童から離れず観察 立たせたり、歩かせたりしない 安静
- ☐ 児童に呼びかける その場で救急車を待つ
- ☐ 助けを呼び、人を集める
- ☐ 支援員等 A、B、C、D、F、…に「準備」「連絡」等を依頼
- ☐ エピペンの使用または介助
- ☐ 薬の内服の確認
- ☐ 心肺蘇生や AED の使用
- ☐ 救急車に同乗（できれば主任と共に）

**呼びかけに反応がなく、
呼吸がなければ、
心肺蘇生!!**



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」平成 27 年 2 月文部科学省 公益財団法人日本学校保健会

支援員等 A「準備」

- ☐ 「緊急時対応」を持ってくる
- ☐ エピペンと AED を学校に取りに行く
- ☐ エピペンの使用または介助
- ☐ 薬の服薬介助
- ☐ 心配蘇生や AED の使用
- ☐ さらに人を集める

支援員等 B「連絡」

- ☐ 携帯電話で救急車を要請（119 番通報）
 - ☐ 通話はつなぎっぱなし
 - ☐ スピーカー機能を使って救急隊員の指示を仰ぐ
- 等

支援員等 D「記録」

- 時刻と内容などを記録
- ☐ 観察を開始した時刻
 - ☐ エピペンを使用した時刻
 - ☐ 内服薬を飲んだ時刻
 - ☐ 心肺蘇生を開始した時刻
 - ☐ 救急車を要請した時刻
 - ☐ 保護者へ連絡した時刻
 - ☐ その他の連絡
 - ☐ 児童の様子・症状
 - ☐ 少なくとも 5 分ごとに記録

支援員等 C「連絡」

- ☐ 保護者へ連絡
緊急連絡先へ電話連絡
救急の行先を伝える
- ☐ 生涯学習課へ連絡
0749-24-7974
- ☐ 事業者へ連絡
- ☐ 学校へ連絡
- ☐ 応援を求める
さらに人を集める

他支援員等 F～「その他」

- ☐ 他の児童管理
 - ☐ 救急車の誘導
 - ☐ エピペンの使用または介助
 - ☐ 心肺蘇生や AED の使用
- 等

支援員等間の チームワーク

(2) 誤嚥について

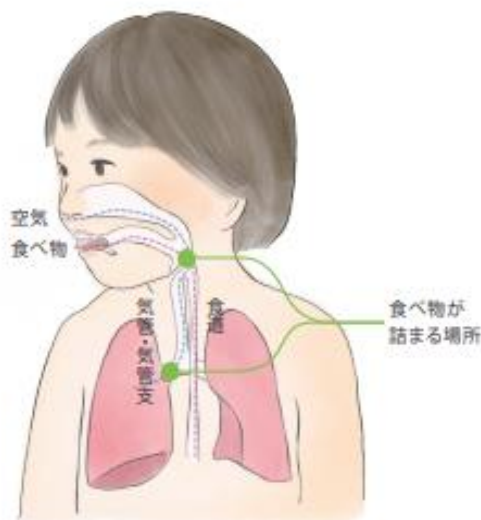


過去に事故が発生した食材



① 食材については次のことに気を付けましょう

- こどもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識する
- 球形・かたい・粘着性が高いといった形状や性質の食べ物は避ける（過去に事故が発生した食材の例：ナッツ・豆類（ピーナッツなど）、ミニトマト（プチトマト）、白玉団子、ぶどうなど）
- りんごなども基本的に使用を避け、どうしても食べさせる場合は、離乳食完了期までは加熱して与える…過去に事故が発生しており、かむことで細くなったとしてもかたさ、切り方によってはつまりやすい



こどもの 教育・保育施設等の職員向け 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび



② 食事の与え方・介助の仕方に配慮しましょう

- 食べ物はこどもの口に合った量で与え、汁物などの水分を適切に与える…のどや気管につまらせないようにする
- こどもの意志に沿うタイミングで与える…眠くなった、もう食べたくないといった食べることに集中できない様子を確認したら無理に食べさせない
- 食事中に驚かせない

③ こどもの様子を共有・観察しましょう

- 食事前には保護者や職員間でこどもの食事に関する情報を共有する（例：食べるための機能や食事に関する行動の発達状況、当日の健康状態など）
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意）
- 食事中に眠くなっていないか・姿勢よく座っているかを注意する

たべるときにひそむリスク

- こどもは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない
- 硬くてかみ砕く必要のあるナッツ・豆類などをのどや気管に詰まらせて窒息（ちっそく：食べ物のがのど等につまること）したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするリスクがある
- 食べ物を口に入れたままで、走ったり、寝転んだり、笑ったり、泣いたり、驚いたり、声を出したりしたあと、一気に息を吸い込むと口の中の食物片が気管支に吸い込まれて、窒息・誤嚥（ごえん：食べ物などが気管や気管支に入ること）のリスクがある

応急処置

こどもの 教育・保育施設等の職員向け 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、
一刻も早い手当が必要で
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ
速さ 1分間に100～120回
幼児 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す
乳児 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児 こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く
乳児 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかりと支える。
心肺蘇生法の胸骨圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

参考資料



こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



こども家庭庁
乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>



消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん) 事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_04/



政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
<https://www.gov-online.go.jp/prg/peg16245.html>



こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>



消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修

令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

編集・発行 PwCコンサルティング合同会社

デザイン 富田誠・富田真弓

イラスト 岩瀬未佳

参考: こども家庭庁 教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組> 調査研究報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>
PwC コンサルティング合同会社 Web サイト> こどもの重大な事故を防ぐためのポイント
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

5 「暴風を含む警報」および「特別警報」等発表時の対応

常
掲
用
文
書

「暴風を含む警報」および「特別警報※1」等発表時の 放課後児童クラブの対応※2について

① 学校課業日（学校がある日）に「暴風を含む警報」または「特別警報」が発表された場合

	暴風を含む警報	特別警報
午前 7 時に発表 されている場合	学校は臨時休業。 放課後児童クラブは閉室。	
登校した後 発表された場合 （発表が予想さ れること等によ り、学校判断で 終業時刻を繰り 上げる場合を含 む）	学校は終業時刻の繰り上げ措置。 放課後児童クラブは、一旦閉室※4。 全員のお迎えがあれば、閉室。 ★ 児童の「①一斉下校で帰る」もしくは 「②クラブに登室し、保護者の迎えを 待つ」の判断は「緊急時対応調査票」に よる※3。 ★ ただし、終業時刻が給食前に繰り上げられた 場合、放課後児童クラブは昼食の提供がで きないため閉室。（当初より給食が予定され ていない日についても、この対応とする。）	★ 学校：保護者への tetoru に よる非常措置についての情報 発信の際には、「放課後児童 クラブの対応」についても併 せて追記・配信ください。 生涯学習課：学校と情報共有。 利用児童保護者へのマチコミメ ールの配信。 各クラブ：マチコミアプリ未登録の 保護者には支援員等から連絡。 原則として、全児童を学校に待機。 （学校からの連絡に従ってくだ さい。） 放課後児童クラブは閉室。 クラブが閉室の場合、 クラブ利用児童は、集団下校もしくは 学校待機・保護者お迎えで帰宅。
下校後、放課後 （クラブ登室後）に 発表された場合	放課後児童クラブは開室中※4。 保護者に速やかにお迎えの連絡をする。	

② 学校休業日（長期休業・土曜日・振替休業日）に「暴風を含む警報」または「特別警報」が
発表された場合

	暴風を含む警報	特別警報
午前 7 時に発表 されている場合	放課後児童クラブは閉室。	
午前 7 時以降、 または、 クラブ登室後に 発表された場合	放課後児童クラブは開室中※4。 保護者に速やかにお迎えの連絡をする。	生涯学習課：対応を判断。 利用児童保護者へのマチコミメ ールの配信および事業者へ連絡。 各クラブ：マチコミアプリ未登録の 保護者には支援員等から連絡。

※1.「特別警報」とは警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こる恐れ
が著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの

※2.緊急時の対応等大切なお知らせは、「tetoru」や「マチコミ」でお知らせしますので、それぞれのアプリを
必ず登録しておいてください。

※3.緊急時は、通常の保育とは異なり、「緊急時対応調査票」に基づく対応になります。

※4.児童の安全確保のため、校舎内で待機する場合があります。その場合は、連絡アプリや各クラブ入口に掲示
等でお知らせします。

.....ご家庭用「緊急時対応調査票※3」控え *必要に応じて、ご活用ください。.....

☆緊急時のお子さんの対応について

- ① クラブには行かず、一斉下校（学年下校）する。
- ② クラブで待機し、支援員等から連絡が入り次第、
保護者が迎えに行く。
（児童の安全への配慮から校舎内で待機する場合があります。
その場合は、クラブの入り口に掲示等でお知らせします。）

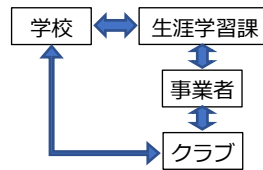
☆緊急時の連絡先

	連絡相手	連絡先	電話番号
①		携帯・自宅・勤務先	
②		携帯・自宅・勤務先	
③		携帯・自宅・勤務先	
④		携帯・自宅・勤務先	
⑤		携帯・自宅・勤務先	



注意事項

- 学校と生涯学習課、クラブで情報を共有し、連携して児童の安全を確保する。
- 学校は、生涯学習課と情報共有。
保護者への tetoru による非常措置についての情報発信の際には、放課後児童クラブの対応についても併せて追記、配信する。
- 生涯学習課は、学校と情報共有。
事業者へ連絡。
必要であれば、マチコミメールでクラブ利用児童保護者へクラブの対応について配信する。
- 事業者は生涯学習課と情報共有。
各クラブへ対応の指示。



- 各クラブは、給食後、下校時刻繰上げの場合、クラブ一旦閉室。
「緊急時対応調査票※1」に基づき、クラブ利用児童は「一斉下校で帰る」のか、「クラブに登室し、保護者の迎えを待つ」のか、利用児童によって対応が異なるので、引き渡しのミスがないように細心の注意を払う。

④ 緊急時対応

暴風を含む警報または特別警報発表時の対応方法について、どちらかの（ ）に○を記入してください
※ ただし、終業時刻が給食前に繰り上げされる場合、閉室しません。
当初より給食が予定されていない日についても、この対応です。

() 児童はクラブには行かず、一斉下校(学年下校)で帰宅する。

() 児童はクラブに行き、保護者が迎えに来るまで、クラブで待機する。
保護者は支援員等から連絡が入り次第、児童を迎えに行く。
※ 安全の配慮から、学校校舎で待機する場合があります。
その場合は、各クラブから保護者へお知らせします。

↑※1 健康・緊急連絡カードの裏面

入会時に配布し、保護者に記入・提出いただきます。

- 給食前、下校時刻繰上げの場合、クラブ閉室。
クラブ利用児童は、集団下校もしくは学校待機・保護者お迎えで、帰宅。
- 情報を共有するために、
毎年度始に各クラブと学校とが協議し、
「〇〇小学校 暴風を含む警報・特別警報等発表時の対応※2」を作成する。
学校とクラブ、生涯学習課で保管する。

②〇〇小学校 暴風を含む警報・特別警報等発表時の対応

【R7. 〇月学校と協議し決定】

※2

① 支援員等が学校から連絡を受け取れるようにします。(メール配信有)

- 緊急時のクラブ支援員等の連絡先として、代表者2人の個人携帯、自宅電話番号を学校の教頭先生にお知らせします。(支援員等どちらか1人に連絡が入りししたら、後は支援員等間で情報共有をします。)
- 代表者2人は、〇〇小学校のメール配信システムにて連絡を受けます。

② 学校と利用児童の情報を共有します。

- クラブ通常利用児童を対象に、緊急対応の調査を実施しています。情報は学校と共有しますので、(写)を学校の教頭先生にお渡しします
- 児童クラブは、暴風を含む警報・特別警報等発表時、その調査表に基づき対応をします。

③ 支援員等は、緊急対応のための学校連絡を受け次第、クラブに出発します。

〇〇小学校は、緊急対応には、児童クラブ室を使用します。

確認事項

- 一斉下校で帰る児童の確定。(→急遽、調査表と異なる対応の申し出がある可能性から、先に一斉下校児童の確定をし、学校と情報共有する)→下校児童確認でき次第、教頭先生と情報共有してください。
- 「クラブ待機後に保護者と帰宅予定の児童」への連絡体制に入る。

- 支援員等は、学校の台風対応がわかり次第、児童クラブ室に入りクラブの緊急時対応に入ります。学校連絡を受けた時点で、クラブ支援員等は情報共有し、複数名の出務をお願いします。学校にも保護者からの問合せが殺到します。クラブにも問合せが入ってきます。クラブ側はクラブのお問合せ対応と、緊急時の対応調査表に基づく保護者への連絡体制に入ります。(複数名で対応をします。)

留意事項

- 予め台風の進路が直撃等予想される場合は、前日のお迎えの時から、支援員等から各保護者へ台風対応の呼びかけをします。(早い段階から保護者への声かけをします。)

↑※2 〇〇小学校 暴風を含む警報・特別警報等発表時の対応

緊急時の対応について

※各クラブで前日のお迎え時に、保護者に緊急時の対応に備えての声かけ等を行う。

(1) 朝7時時点で「暴風を含む警報」「特別警報」が発表されている場合、クラブは閉室します。

(2) 登校した後（開室時刻前）に「暴風を含む警報」「特別警報」が発表された場合、または、状況に応じて非常災害時の臨時休校・緊急下校が決定した場合は、学校判断に準じて、クラブは一旦開室、全員のお迎えがあれば閉室とします。

☆ 緊急下校の際は、「緊急時対応調査票」に基づき、下記のいずれかの対応をします。

- 利用児童は、クラブには行かず、集団下校で帰る。
- 利用児童は、クラブで待機し、支援員等から連絡が入り次第保護者が迎えに行く。（児童安全への配慮から、学校校舎で待機する場合があります。その場合は、各クラブ掲示等でお知らせします。）

☆ ただし、給食前に下校時刻が繰り上げられた場合は、クラブは閉室とします。

(3) 学校休業時（長期休暇・土曜日※朝7時以降に「暴風を含む警報」「特別警報」が発表された場合）、または、クラブを通常どおり開室した後に上記の警報が発表された場合は、上記(2)「➤ 利用児童は、クラブで待機し、支援員等から連絡が入り次第保護者が迎えに行く」の対応をとります。

(注)学校連絡アプリ tetoru による学校対応のお知らせに加え、「児童クラブ閉室」のお知らせが入る場合があります。その場合の「閉室」は上記(2)（一旦開室、全員のお迎えがあれば閉室）の対応をいたします。

※非常災害時は、通常の保育とは異なり、
緊急時(暴風警報・特別警報等発表)対応調査表に基づく対応になります。

■利用児童の各家庭には、常掲用の文書配布(※入会時配布)をし、各家庭と相違がないようにします。

■入所児童は「緊急時(暴風警報・特別警報等発表)対応調査表」(※入所時配布別記様式)に記入してもらい、その調査表に基づいて緊急対応します。

《学校連携担当者の先生方へ》

学校から保護者への tetoru による非常措置についての情報発信の際には、「放課後児童クラブの対応」についても併せて配信ください。

また、配信いただいた内容(文面)を C4th にて生涯学習課担当へお知らせください。

tetoru の例文 【「暴風を含む警報」および「特別警報」等発表時の場合】

- ① 登校後、「暴風を含む警報」および「特別警報」等が発表され、学校が終業時刻を給食前の繰上げ措置をとった場合

放課後児童クラブは、昼食の提供ができないため閉室します。放課後児童クラブ利用児童は、**(学校の〇〇教室)**にて待機しますので、可能な限り早めのお迎えをお願いします。

- ② 登校後、「暴風を含む警報」および「特別警報」等が発表され、学校が終業時刻を給食後の繰上げ措置をとった場合

放課後児童クラブは、一旦開室しますが、全員のお迎えがあれば閉室します。児童の「一斉下校で帰る」「クラブに登室し、保護者の迎えを待つ」の判断は、「緊急時対応調査票」に基づきます。

- (4) 大雪(暴風を含む警報や特別警報でない場合)での通学路確保困難により学校が臨時休業となった場合、各クラブの開室については、生涯学習課と事業者が協議する。

6 事故発生時(救急対応時)対応

- けがの状況に応じて、受診する。
→保護者にお迎えと受診を依頼する。
→緊急の場合は、救急車を呼ぶ。
→クラブから直接受診する必要な場合は、保護者にタクシー等を利用する承諾を得て、連れていく。
→保護者、生涯学習課および学校に連絡を入れる。
- 特に首から上のけがは事業者に連絡を取り、慎重に対応する。場合によっては保護者と連絡を取り合う。
- 保護者へ事故状況の報告や児童の様子等の詳細を伝える。
- 事故報告書【報告様式6】※3を作成する。
- 受診等により保険の手続きが必要な場合は事務手続きを行う。
- 事故の状況詳細や、必要に応じて加害、被害状況がわかるように日誌に記入する。

【報告様式6】		報告日 年 月 日	
教育委員会事務局生涯学習課長 様			
令和7年度		小学校放課後児童クラブ 事故報告書	
記入者			
事故発生場所			
事故発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
事故発生時間帯			
フリガナ			性別
児童名			
生年月日	年 月 日	学年	
住 所	〒 - 彦根市		
連絡先	()		
相手の有無	相手の氏名	学年	
事故の発生状況			
事故発生後の対応			
病院での治療の有無	保険請求の意思の有無		
医療機関名	電話番号	0	
特記事項			

※保険の請求手続きは、各事業者で行う。
※記載欄は適宜広げて記載してください。

↑※3 【様式6】事故報告書

(1) 一人でけがをした場合

- ・ 一人でけがをした場合は、状況を確認し必要に応じて手当てをする。
- ・ けがの状況によっては、保護者へ緊急連絡を入れ、状況に合わせた対応をする。
- ・ 周囲の児童にもけがをした状況を確認し、迎えに来られた保護者に必ず状況説明を行い、日誌に記録する。なお、保護者以外が迎えに来られた時は、来られた方に説明をするとともに、あらためて保護者にも電話等で連絡をし、保護者に直接伝える。

(2) 相手のあるけがの場合

- ・ けんか等のトラブルでけがをした場合は、状況確認し、必要に応じて手当てをする。
- ・ けがの状況によっては、保護者へ緊急連絡を入れ、適切に対応する。
- ・ けがをした状況を周囲の児童にも確認しながら、双方に意見を聞く。
- ・ 迎えに来られた双方の保護者に必ず状況説明を行い、日誌にも記録する。なお、保護者以外が迎えにこられた時は、来られた方に説明をするとともに、あらためて保護者にも電話等で連絡をし、保護者に直接伝える。
- ・ 事故以降の双方の児童の観察を密に行い、しばらく様子を見て保護者に報告をする。
- ・ 必要に応じて学校と連携をとる。

※ けがのない場合のトラブルにおいても、トラブルの深刻化を防ぐため、同様の取扱いを行うこと。

基本的なけがの手当て

すり傷・切り傷

基本は「きれいな水で洗って汚れを落とす」

※水で洗う処置には患部を冷やして痛みを和らげる効果あり

流水で傷口を洗い流し、絆創膏をはる。

切り傷は傷口をきれいにしたら止血する。

傷はなるべく乾かさない。

打撲

患部を冷やす。(保冷剤や絞ったタオル等)

➤ おなかや胸を打った場合…**安静にして観察。**

※強くぶつけた場合は肋骨骨折や内臓破裂の可能性も疑う。

➤ 顔をぶつけた場合…強打した場合は、意識がもうろうとする、失神、嘔吐→**救急搬送(救急車を呼ぶ)**

➤ 打撲を伴う切り傷は、傷口が開いていることが多い。→**縫合が必要になるので、受診。**

➤ 高いところから落ちた場合…出血していたり意識がなかったりする→**救急搬送(救急車を呼ぶ)**

目撃していた場合は、「どこからどのように落ちて、どの部分を打ったか」を、**医師に説明**できるように。

まず、「落下して倒れている子どもの意識があるか、声をかけて応答があるか、呼吸をしているか」を確認。

➤ 高いところから落ちてどこか打った場合…**要注意！**元気づけようとしても、**必ず受診。**

捻挫・突き指

➤ 捻挫…ひねった部分(関節)が腫れる、痛みがある。

➤ 突き指…先端からの縦方向の衝撃により、腫れや痛みが関節にある。

関節がぐらつかないように副木を当て、包帯で圧迫固定。

患部は心臓より高くなるようにして冷やす。

変形の原因や運動機能に悪影響が出ることもあるため、**受診。**

刺し傷

どんなものが刺さったのか確認する。(刺さったものの大きさ、深さ、状態)

➤ まだ刺さった状態の場合…**すぐに抜かない。**→かかりつけ医や病院に**受診。**

➤ 太いもの、長いもの、鋭いものが刺さった場合…骨に影響もある。→**できれば持参して医師に伝える。**

➤ 汚れたものや古い釘などが刺さった場合…**化膿することもあるため受診。**

骨折

〈骨折を疑う症状〉 痛がって激しく泣く 皮膚の一部がひどく腫れる

皮膚の一部に内出血が見られる 腕や脚に力が入らない 腕や脚の向きがおかしい

その部分を動かさない。

副木で固定し、心臓より上に上げて冷やす。(骨折部分の上下も含めて固定)

安静を保って受診。

➤ 皮膚の損傷、骨が見えている場合…**要注意！**

感染の恐れがあるため、**救急搬送(救急車を呼ぶ)**

口の中のけが

※出血が多いが、傷口が大きくないことが多い。

- 舌を傷つけた場合…うがいをして圧迫止血(ガーゼで止血。ティッシュは使わない)
- 傷が大きい場合…歯科か口腔外科、耳鼻科を受診。

歯が折れた

要注意！ 折れた歯を探し、牛乳か保存液につけ、急いで受診。(30分以内が理想)

抜けた歯の根元は素手で持たない。

※神経が傷ついていると、後から歯の変色が見られる。

鼻血

座った姿勢で止血をする。

キーゼルバツハ部位を押さえる。

- 出血が止まらない場合…受診。

頭部打撲

頭のけがは**要注意！**

- こぶができた場合…安静にして冷やす。(保冷剤や絞ったタオル等)
- 出血がある場合…傷口を洗って消毒し、傷の大きさや深さを確認して止血。
- 外傷がない場合…安静にして様子を見る。状態の変化に注意。
- 意識がなくなったり、もうろうとしたりする場合…
呼吸の有無の確認→呼吸があれば、横向きに寝かせて軌道を確保。
呼吸がなければ、**救急搬送(救急車を呼ぶ) AED+心配蘇生**

その他

- 指をはさんだ場合…損傷がひどいときには、**救急搬送(救急車を呼ぶ)**
※外傷がなくても、ドアで挟んだ場合は、重症になっていることもある。
患部を自分で動かせるか確認。
変形の原因にもなるので、**受診。**
- 爪がはがれた場合…消毒し、爪を元に戻して乗せ、ガーゼや包帯で固定してすぐに**受診。**
汚れた手で傷口を触らない。
根本を痛めたときには**必ず受診。**
- 虫に刺された(ハチ)場合…
※危険なのは、一度に何度も刺されたときや二度目に刺されたとき
患部をよく見て、針が残っているようなら毛抜きで抜くか粘着テープでとる。
直接手で触れない。
患部を流水で洗い、冷やす。(保冷剤や絞ったタオル等)
- 目に何かが入った場合…小さなごみは洗面器に水をはり、顔をつけてまばたきをして取る。
- 鼻に何かが入った…手でつまめるなら取り出す。
「フン」と鼻をかます。
ピンセットは使わない。
- 耳に何かが入った…耳を下にして耳介を少し後ろに引っ張る。
小さな虫が入ったら、暗い場所で耳に懐中電灯の光を当てる。
- 長いものが刺さった場合…**要注意！**
※鼓膜が傷ついた場合は、痛みを伴い、出血することもある→**すぐに耳鼻咽喉科を受診。**
※鼓膜は再生も可能。

7 熱中症対策

(1) 熱中症とは何か

① 熱中症とは

- ・ 高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、**体内の調整機能が破綻**するなどして、発症する障害の総称。
- ・ 死にいたる可能性がある。
- ・ 予防法を知っていれば防ぐことができる。
- ・ 応急処置を知っていれば救命できる。

② 熱中症の病型

分類	重症度	症状名	主な症状	
Ⅰ度	軽症	熱失神	めまい 立ち眩み 顔面蒼白など	皮膚血管の拡張によって血圧が低下し、脳血流が減少しておこる。めまい、失神などがみられ脈は速くて弱くなる。
		熱けいれん	筋肉痛 手足がつる こむら返りなど	大量に汗をかき、水だけを補給して血液の塩分濃度が低下した時に、足、腕、腹部の筋肉に痛みを伴ったけいれんがおこる。
Ⅱ度	中程度	熱疲労	頭痛 悪心 嘔吐など	脱水症状により脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などがみられる。
Ⅲ度	重症	熱射病	意識障害 痙攣 ショック症状など	体温上昇により中枢機能に異常をきたし、意識障害(応答・意識がない、言語がおかしい)がおこり、死にいたる危険率が高い。

③ 熱中症の起こりやすい環境・条件

〈熱中症になりやすい環境〉

- ・ 気温が高い。
- ・ 湿度が高い。(気温が低くても、湿度が高いと熱中症になりやすい)
- ・ 風が弱い。
- ・ 日差しが強い。

〈熱中症になりやすい人〉

- ・ 発汗等で脱水状態にある人
- ・ 運動不足の人
- ・ 暑さになれていない人
- ・ 病気・体調の悪い人

(2) 熱中症を防ぐために

① 日常生活面での注意事項

- ・ 暑さを避けて活動する。
- ・ 服装を軽装なものにする。
- ・ のどが渇く前に、こまめに水分・塩分補給を行う。
- ・ 前日との気温差が大きい時は特に注意する。
- ・ 体調を整えるように注意喚起する。
(早寝・早起き・朝ご飯)
- ・ 個人の体調を把握して、何か変化がないか注意する。
- ・ 冷却グッズを活用する。

② 空調設備使用時の注意事項

- ・ エアコンを設置しているクラブについては、節電のため、設定温度を28℃とする。ただし、体調不良の児童がいる場合等は、適切な設定温度に調節する。
- ・ 室温と外気温の差が大きくなると、体への負担が大きくなるので注意する。
- ・ クラブ室内の人数、活動強度に合わせて調節をする。
- ・ 冷気は下層にたまりやすいので、扇風機等でクラブ室内に行きわたるようにする。
- ・ 日光や照り返しなど、直接・間接的に受ける放射熱がある場合、空調の効きが悪くなったり、室内温度の上昇につながったりする。簾やよしず等で窓からの放射熱を遮断することなども考える。

③ 遊びでの注意事項

- ・ 熱中症はそれほど高くない気温(25～30℃)の時期から発生しうることも十分考慮し、児童の健康被害防止に努める。なお、暑さ指数(WBGT)と気温を毎日、定期的に数回確認することとし、暑さ指数および気温による活動の可否の基本的な判断基準は表「運動に関する指針」のとおりとするが、最終決定は事業者と十分検討して判断する。
- ・ 直射日光を避けるため、必ず帽子着用とする。
- ・ 体調の変化には細かく注意する。
- ・ 長時間の外遊びは避ける。

夏季休業中利用について

熱中症対策

きびしい暑さを乗り切るために

しょうぶな 体	すいみん 環境	暑さ指数 気温と室温	衣服の 工夫
ぼうし 日がさ	冷却 グッズ	水分補給	塩分補給 朝ご飯を必ず!!

ペットボトルの スポーツドリンク等をお預かりします

夏季休業期間中は特別に、暑々の熱中症対策用として
ペットボトルのスポーツドリンク(※、※※でも可)をお預かりします。
交換費等にお返しください。

熱中症対策用としてお預かりしたペットボトルドリンクは…

- ・ 必ずご記入ください。
- ・ 暑さ等で体調がすぐれなくなった時にお預めいただきます。
- ・ スポーツドリンクには糖分が多く含まれているものもありますので、
燃焼量・燃焼の仕方等についてはご家庭でご確認ください。
- ・ 緊急用となりますので、常備で保管します。
- ・ 使用しなかった場合は、夏休み終了時にお返しします。

熱中症予防には、水分と塩分の補給が重要です。
水筒のお茶に塩を一つまみ入れたり、朝ご飯をしっかりとりたりすることも効果的です。



運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	状態	対応	クラブの対応
	33 以上	人の健康に係る重大な被害が生ずる恐れあり	緊急対応	緊急対応 身を守るとともに
35℃以上	31 以上	危険	運動は原則中止	外・体育館遊びは中止
31～35℃	28～31	厳重警戒	激しい運動は中止	外・体育館遊びは中止
28～31℃	25～28	警戒	積極的に休憩	外遊びや体育館を使用した遊びは慎重に判断する。 熱中症の危険が増すため、積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給させる。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意	積極的に水分・塩分補給	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給させる。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全	適宜水分・塩分補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 この条件でも熱中症が発生するので注意。

※環境省「熱中症予防情報サイト」参考

(3) **熱中症発症** 応急処置

① 意識の確認

- ・「意識がない」「呼びかけ反応に異変がある」というような場合は、救急車を要請し②③の処置をして、救急隊の到着を待つ。
- ・意識はあっても、自力で水分摂取ができない場合、または症状が回復しない場合は、救急車を要請する。

② 涼しい環境への避難

- ・風通しのよい日陰や、空調の効いた室内へ避難させる。

③ 冷却を行う

- ・衣服をゆるめ、体から熱が放散しやすくなるようにする。
- ・露出している皮膚に水をかけて、うちわや扇風機等で扇ぎ体を冷やす。
- ・氷嚢やアイスパックなどで、くび、脇の下、足の付け根などの太い血管がある部分を冷やす。(体温の冷却はできるだけ早く行う必要があり、特に重症の場合、いかに早く体温を下げるかが、救命に大きくかわる。)

④ 水分・塩分の補給

- ・冷たい飲み物を与える。
- ・大量の発汗があった場合には、経口補水液等が望ましい。

(4) 熱中症特別警戒アラート

2024 年度から「熱中症特別警戒アラート」が新たに設けられたことに加えて、発表時には緊急対応をとる可能性があることを案内掲示物によって保護者に周知する。

また、放課後児童クラブからの大切なお知らせは、マチコミにて送信するため、必ずマチコミアプリに登録するよう案内する。

熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートについて		
	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合</u> (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が <u>特に</u> 著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合</u> (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が 33 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、 全ての 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日 午後5時頃 及び 当日 午前5時頃	前日 午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫 (現行は赤)	黒

補足) R6の運用期間: 4月第4水曜日(24日)~10月第4水曜日(23日)(運用期間外の情報収集も実施予定)



熱中症特別警戒アラート

全ての国民において熱中症予防行動の徹底が必要です。

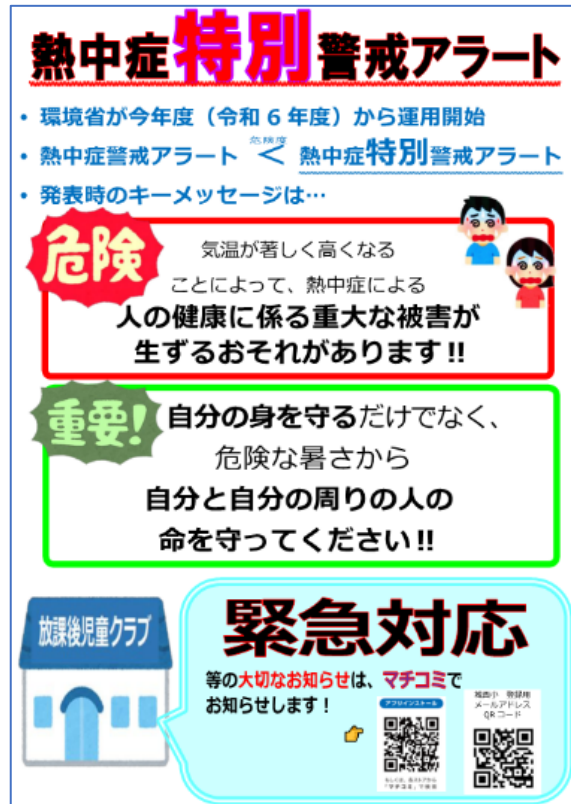
熱中症特別警戒アラートとは

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- 具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数35以上となる時などが該当します。

熱中症予防行動

熱中症警戒アラート・特別警戒アラート
暑さ指数情報
暑さ指数情報
暑さ指数情報
暑さ指数情報

熱中症予防情報サイト 検索



熱中症特別警戒アラート

- 環境省が今年度(令和6年度)から運用開始
- 熱中症警戒アラート < 熱中症特別警戒アラート
- 発表時のキーメッセージは…

危険 気温が著しく高くなることによって、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあります!!

重要! 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください!!

緊急対応

等大切なお知らせは、マチコミでお知らせします!

放課後児童クラブ

QRコード

8 防災(火災)対応

【火災発生前の準備と心構え】

◆ 様々な状況を想定して、防災対策を考える

放課後児童クラブでは、授業中・下校途中・保育中(室内・屋外)など、火災発生時の児童の所在場所によって、支援員等の対応も異なる。また、施設の状況、火災発生場所などによっても、避難の方法が変化する。防災対策は、自分のクラブの状況に合わせて、できるだけ具体的に話し合うことが必要。

◆ 施設の整備・点検する

消火器の設置場所を決め、全員で確認しておくとともに、正しい使用方法を知っておく。

◆ 火災発生時の連絡方法・引き渡し方法を確認する

様々なケースを想定して、より確実な連絡方法を確立しておく。

「緊急時対応調査票」に基づいて保護者連絡をする。

引き渡しの際に混乱が生じないように、引き取り者の確認を行う。

出欠や帰宅済みなど、児童の人数確認がいつでも正しくできるようにしておくこと。
(学校との連携)

◆ 火災発生後の待機場所を確認する

火災発生後は、保護者に引き渡しを行うまでの間、クラブ室が待機場所として利用できない場合もある。予め、学校と調整をして候補場所を決めておく。事前に、支援員等が場所を確認しておくようにする。

9 防災(地震)対応

【大地震発生前の準備と心構え】

◆ 様々な発生状況を想定して、防災対策を考える

放課後児童クラブでは、授業中・下校途中・保育中(室内・屋外)など、地震発生時の児童の所在場所によって、支援員等の対応も異なる。また、施設の状況や地域の自然環境などによっても、避難の方法が変化する。防災対策は、自分のクラブの状況に合わせて、できるだけ具体的に話し合うことが必要。

◆ 施設の整備・点検する

地震発生時に転倒しやすい家具などは極力避ける。その上で、転倒や落下する可能性のあるものは、転倒防止策をとる。

また、地震発生後に万が一出火したときに備えて、消火器の設置場所を決め、全員で確認しておくとともに、正しい使用方法を知っておく。

非常用備蓄品 チェックリスト（一例）

- | | |
|--|------------------------------------|
| ☐ 緊急時対応に用いる児童データ類 | ☐ 携帯電話 |
| ☐ 救急セット（応急処置用品） | ☐ トイレットペーパー |
| ☐ ライト、懐中電灯 | ☐ 電池 |
| ☐ 水 | ☐ サバイバルシート |
| ☐ ガムテープ | ☐ マスク |
| | など |

◆ 地震発生時の連絡方法・引き渡し方法を確認する

様々なケースを想定して、より確実な連絡方法を確立しておく。

「緊急時対応調査票」に基づいて保護者連絡をする。

災害時は一般の電話や携帯電話が繋がりにくくなるため、児童の安否を保護者へ伝える場合には、NTTの災害伝言ダイヤル(ダイヤル171)あるいは携帯電話の災害伝言版なども活用する。

働いている保護者の状況(勤務地・勤務内容など)や公共交通機関の影響によっては迎えが困難な場合も考えられる。また、引き渡しの際に混乱が生じないように、引き取り者の確認を行う。

◆ 避難所までのルートを確認する

地震発生時は、クラブから避難所までのルートは、普段と違い通行ができない場合もある。訓練等で児童と一緒に歩き、危険箇所を把握して、安全なルートを確認しておくようにする。(彦根市では大きな地震の時は、各学校も避難場所になる。クラブは学校へ避難する。)

10 避難訓練

避難経路、避難場所を決めておく。

- 非常変災時等にできるだけ冷静に行動し、命を守るようにするために避難訓練を実施する。
- いざというときの指示系統や役割分担など大切な訓練である。緊急事態に備えて、役割分担を決めておく。
- 防犯・避難訓練を定期的に行う。
(地震・火災・不審者に備えて、避難・救出を伴う訓練を各学期 1 回以上実施する。なお、年間を通して、全ての種類の訓練を行う。)
- 夏・冬・春季限定利用児童にも、避難経路や手順を確実に指導する。
- 訓練実施 1 週間前までに「避難訓練実施計画書【報告様式 16-1, 2, 3】※4」を、実施後速やかに「避難訓練実施報告書【報告様式 16-4】※5」を生涯学習課へ提出する。

【報告様式 16-1】 教育委員会事務局生涯学習課長 様		報告日	年	月	日
		団体名			
		代表者名			
令和7年度 小学校放課後児童クラブ 避難訓練(火災)実施計画					
1. 日時	令和 年 月 日 () : ~				
2. ねらい					
3. 場所	0 小学校放課後児童クラブ				
4. 対象	児童	人、	支援員	人、	計 0 人
5. 内容					
6. 係分	① 隊長 (主任支援員) ※出席記録・避難完了時人数確認 ② 避難場所指揮 ③ 火災発生放送 ④ 初期消火 ⑤ 避難 ⑥ 避難経路 ⑦ 避難児童人数確認 ⑧ 避難準備確認 ⑨ 確認 ⑩ 小学校への事前通知 ⑪ その他				
7. 指導事項					
8. 集合場所	※図印になる連絡や本などを示し、児童の並び方を記入する。				

※実施7日前までに提出

※4【報告様式 16-1,2,3】避難訓練実施計画

(1) 避難訓練方法

① 準備

- ・ 様々な発生状況を想定して、防災対策を考える。
- ・ 施設の整備・点検
- ・ 災害発生時の連絡方法・引き渡し方法の確認
- ・ 「避難経路図」および「緊急時の応援要請の連絡先」をクラブ室に掲示する。
- ・ 児童クラブから避難所までのルートの確認
- ・ AEDの位置を確認しておく。

【報告様式 16-4】 教育委員会事務局生涯学習課長 様		報告日	年	月	日
		団体名			
		代表者名			
令和7年度 小学校放課後児童クラブ 報告書					
以下のとおり、0 を実施しましたので、報告します。					
1. 実施日時	令和 年 月 日 () : ~				
2. ねらい					
3. 場所	0 小学校放課後児童クラブ				
4. 対象	児童	人、	支援員	人、	計 0 人
5. 訓練概要報告					
7. 所感等					

※実施後速やかに提出

※5【報告様式 16-4】避難訓練実施報告書

② 実践順序

【火災を想定した避難訓練の手順】

- ① 火災を覚知する。
- ② 現場を確認する。
- ③ 初期消火をする。
- ④ 避難経路を確保する。
- ⑤ 119 番に電話する。
- ⑥ 児童を安全な場所へ避難誘導する。
- ⑦ 人数を確認する。
- ⑧ 訓練の内容を振り返る。

【地震を想定した避難訓練の手順】

- ① 児童や支援員等の安全を確保する。
- ② 避難経路を確保する。
- ③ 人数を確認する。
- ④ 周囲の状況を確認する。
- ⑤ 安全な場所へ避難する。
- ⑥ 訓練の内容を振り返る。

訓練は、ここまで実施してください。

- ◎ 情報を収集
- ◎ 被害が大きい場合は緊急の迎えを手配
- ◎ 被害状況の報告

(2) 避難訓練実践

手 順

① 避難訓練＜口頭での注意喚起・児童との話合い＞

どんな時でも命を守るために「**落ち着いて行動する**」ことが大切であることを伝えていく。

- ・ 火災時は、煙を吸い込まないように口をハンカチなどで抑えて避難する。
- ・ 地震時、は頭をおさえて、頭をカバーできるものが身近にあったらそれを使い危険物から離れ、その場にしゃがみこむ(ダンゴムシのポーズ)。近くに机があれば、下にもぐる。

【不審者対応時は、前頁マニュアル参照】

- ・ 支援員等や大人の話に黙って注意して聞く。
- ・ 避難の際のルートの確認や避難場所の確認。 など

② 避難訓練＜自分の命を、自分で守る訓練＞

災害が起きたとき、必ず支援員等が子どもたちの近くにいるとは限らない。児童が「自分の命は、自分で守る」という気持ちで声をかけ合って避難ができるように訓練する。

- ① 「火災、地震、不審者」の発生の合図をする。
- ② 児童自身で判断し、それぞれが安全な場所で避難体制をとる。
- ③ 児童と「なぜそのような判断をしたのか」「どうすれば、より速く安全に避難できたか」を話し合う。

③ 避難訓練＜実地訓練・様々な場面を想定して集団で行動しながらの訓練＞

…二次避難訓練の実施(避難・誘導)

災害から身を守る方法を知り、行動できるよう実際に避難の訓練をします。室内・外遊び・下校時間・おやつの時間など、様々な場面を想定して、「いざ」というときにも冷静に行動できるよう訓練する。

- ① 発生の合図をする。
- ② 支援員等が火元安全確認(暖房器具等、電化製品の停止)、避難路確保(戸を開ける。)
- ③ 児童はその場で身の安全を守る。
- ④ 児童の状況を確認のうえ、速やかに避難誘導を行う。
☆「おはしも」の約束 : おさない、走らない、しゃべらない、もどらない
- ⑤ 支援員等は、出席簿や非常持ち出し袋などを携帯して避難する。
- ⑥ 安全な場所に避難したら、人数確認をする。(けがの手当)

11 敷地外における活動

- 基本的に安全管理上敷地外活動は実施しない。
- ただし、敷地外において保育を実施する場合は、各放課後児童クラブの支援員等と放課後児童クラブ支援員等業務委託事業者が、その効果を十分に検証したうえで実施の判断を行い、教育委員会に申し出ること。
- 児童の保健及び安全のため適切な措置を講じた綿密な計画を立て、実施1週間前までに、「特色ある保育活動計画届(校外学習含)【報告様式4】※6」を生涯学習課に提出し、承認を得なければならない。

【報告様式4】		実施1週間前までに提出		報告日 年 月 日		
教育委員会事務局生涯学習課長 様						
令和7年度		小学校放課後児童クラブ 特色ある保育活動計画届(校外学習含)				
1. 日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分					
2. 場所						
3. 目的						
4. 参加児童数	1年生	人	2年生	人	3年生	人
	4年生	人	5年生	人	6年生	人
5. 引率者名 活動責任者に○					計 名	
6. 日程						
7. 行程略図 ・ 活動場所 ・ 引率者配置 役割等	※移動経路を朱書きで記入する。また、危険物や危険箇所ならびにそれに対する安全対策も朱書きで記入、引率者の配置や役割も記載する。					
8. 配慮を要する児童とその対応						
9. 備考						
10. 子ども支援係より						

※6【報告様式4】特色ある保育活動計画届(校外学習含む)

12 弾道ミサイル発射に係る対応

- 弾道ミサイル発射の緊急情報(Jアラート)が発令された場合、生涯学習課から各事業者へ連絡し、事業者は各クラブ主任に連絡するとともに、以下のとおり対応をするように指示をする。
- なお、万一に備えて、事業者や支援員等は常に緊急情報(Jアラート)が受信(把握)できる状況にしておき、緊急を要する場合は生涯学習課の指示が入る前に対応できるようにしておく。
- また、事前に児童に指導をしておき、支援員等の指示がなくても対応できるようにしておく。

(1) 開室前の場合

【学校授業中】

- 学校終業時刻までに安全確保(国からの情報提供)が確認できない場合は、生涯学習課で協議し開室の有無を決定し、各学校および支援員業務委託事業者に周知する。
- 18時30分までに安全確保(国からの情報提供)が確認できた場合は、開室する。

【土曜日や長期休業中等1日保育の日に緊急情報が発信された場合】

- 緊急情報(Jアラート)が発信された後、午前7時45分までに安全確保(国からの情報提供)が確認できない場合は、臨時閉室とする。

(2) 放課後児童クラブにいる場合

【学校の屋外や体育館にいる場合】

- 学校校舎や児童クラブ専用棟等建物の中に避難する。
- 窓から離れた場所に避難し、机等の下に隠れる。
- 隠れる物がない場合は、地面に伏せて頭部を守る体制をとる。
- 体育館の場合は、更衣室や倉庫等窓のない場所に避難する。

【支援室にいる場合】

- 支援室や廊下等の窓から離れた場所に避難し、机等の下に隠れる。または、床に伏せて頭部を守る姿勢をとる。
- 特に、爆風等で壊れた窓ガラスで被害を受けないよう十分な安全を確保する。
- 窓や戸を閉める。

【着弾した場合】

- 爆弾の種類や被害状況が判明するまで避難を継続する。
- 支援室に集合し、人員等安全を確認する。
- 国からの情報を受け、避難措置の指示に従って行動する。
- 保護者に、放課後児童クラブの対応についてマチコミや事業者導入保育アプリ等で連絡する。

13 いじめ対応マニュアル

いじめの疑いのある児童間トラブル発生

児童・保護者

報告・相談(面談、電話、目安箱、連絡帳等)

放課後児童クラブ

主任支援員 ← 報告 担当支援員等

速やかに
報告

指示

関係児童、全員への指導
保護者への説明
児童の心のケア

事業者(統括支援員等)

速やかに
報告

学校

連絡・情報共有

生涯学習課

連絡・情報共有

学校支援・人権・いじめ対策課

気づいたときや訴えがあったときは 即行動

- ① 事実確認(各クラブ)…支援員等が有する情報を集約し、時系列に整理する。
- ② 関係児童(被害・加害・周囲の児童)から聞き取り
→必ず、聞き取りは複数対応。
→必ず、記録を残す。
日時、場所、誰が、誰と、人数、
いじめが疑われる内容の態様や集団の構造、
動機や背景、児童の言動や特徴
- ③ 情報共有

いじめが疑われる場合

【定義】「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ対策会議の設置

★生涯学習課、事業者(エリアマネージャー・統括支援員等)、該当クラブ主任支援員等、関係機関、(学校)

- 発生した事象の状況整理…他の児童との関連や周囲の児童への配慮、指導などについても協議
- 対応の決定……………いじめの可能性を含むか否かの見極め
- 対応策の検討……………被害・加害・全児童への指導と心のケアについて
保護者への説明と協力依頼の内容について
- 全支援員等への周知徹底

職員間での
情報交換・収集

いじめ対策会議終了後

学校

連携

生涯学習課

報告

学校支援・人権・いじめ対策課

助言

報告

事業者(統括支援員等)・支援員等

報告

教育委員

支援員等	事業者	市
関係児童への指導・保護者への説明		情報共有
	事例研修	
3か月後の見取り		

14 児童虐待対応マニュアル

児童虐待が疑われる事案把握

虐待を受けた児童・保護者

報告・相談(面談、電話、目安箱、メールやメッセージ、連絡帳等)

放課後児童クラブ

主任支援員 ← 報告 虐待を受けたと思われる児童を発見した支援員等

○速やかに報告
○疑わしきは
すべて報告

【虐待の定義】
 > 身体的虐待
 > 性的虐待
 > ネグレクト
 (養育の放棄・怠慢)
 > 心理的虐待

速やかに
報告

指示

事業者
(統括支援員等)

速やかに
報告

気づいたときや訴えが
あったときは即行動

- ① 事実確認(各クラブ)…支援員等が有する情報を集約し、時系列に整理する。
- ② 当該児童から聞き取り ※可能な範囲で
→必ず、記録を残す。
→必要に応じて、
統括アドバイザー参加

情報漏洩注意！！
該当児童への配慮

学校

連携・情報共有

生涯学習課

連携・情報共有

学校支援・人権・いじめ対策課

- 職員間の情報共有
- 周囲の児童への配慮などについて協議

助言

報告

事業者(統括支援員等)
支援員等

通告

こども若者支援課

連携・情報共有

子ども家庭相談センター

通告の内容

【通告者について】
職名、氏名、連絡先

【当該児童について】
 児童の名前、年齢、性別、生年月日、住所
 学校名、学年・組
 保護者氏名、続柄、きょうだい、家族・家庭の状況
 虐待と思われる状況、児童の状況、通学の状況
 保護者は知っているかどうか など

15 特別な支援が必要な児童への対応マニュアル

特別な支援が必要な児童の入会相談・申込(同意書あり)の後…

・特別児童扶養手当支給
・身体障害者手帳交付
・療育手帳交付
・医師から障害また疾病を有すると判定を受けた児童、その他、特別な支援が必要と認められる児童
※別途、加配に係る基準参照

対象児童

相談・申込

特別な支援が必要な子ども 対応への考え方

インクルージョンの考え方に立ち、子ども同士が生活を通して、共に成長できるように、放課後児童クラブにおいても適切な配慮および環境整備を行い、可能な限り受入に努める。

特別な支援の必要性(集団の中での特性等)

放課後児童クラブ

主任支援員 ← 報告 支援員等

速やかに報告

指示

事業者(統括支援員等)

速やかに報告・情報連携

関係機関

必要に応じて、学校、子ども家庭部関係部署等の関係機関と連携、情報共有。

連携
情報共有

生涯学習課 統括アドバイザー

報告
連携
助言

■統括アドバイザーによる調整・見守り

- ① 申請時、必要に応じて、保護者、児童、統括アドバイザーでクラブ見学等を実施する
- ② 保護者の意見も聴き、統括アドバイザー、事業者等と受入調整を行う
- ③ 保護者と利用におけるルール等の理解や共有を図る
- ④ 受入側は児童の行動特性や配慮事項、クラブでの適切な見守りや対応について理解して対処する
- ⑤ 主任会・研修会、個別事業所指導等を通して、育成支援の質の向上を図り調整を行う
- ⑥ 巡回等で適切な見守りを行う

◆重要◆
守秘義務の徹底！
情報漏洩注意!!

該当児童および
周囲の児童への配慮

日頃の見守り体制(通常利用)

事業者(統括支援員等)

指示

速やかな報告

放課後児童クラブ

主任支援員 ← 報告 支援員等

- 支援員等への研修
(児童理解・特別支援・人権など)
- 学校との連絡会
- 組織のマネジメント
- 事業者のコンプライアンス
の徹底、社内教育
- … など

- 職員間の情報共有
- 支援員等の加配配置
- 当該児童への支援

- 記録に残す
- 環境整備
- 周囲の児童への配慮

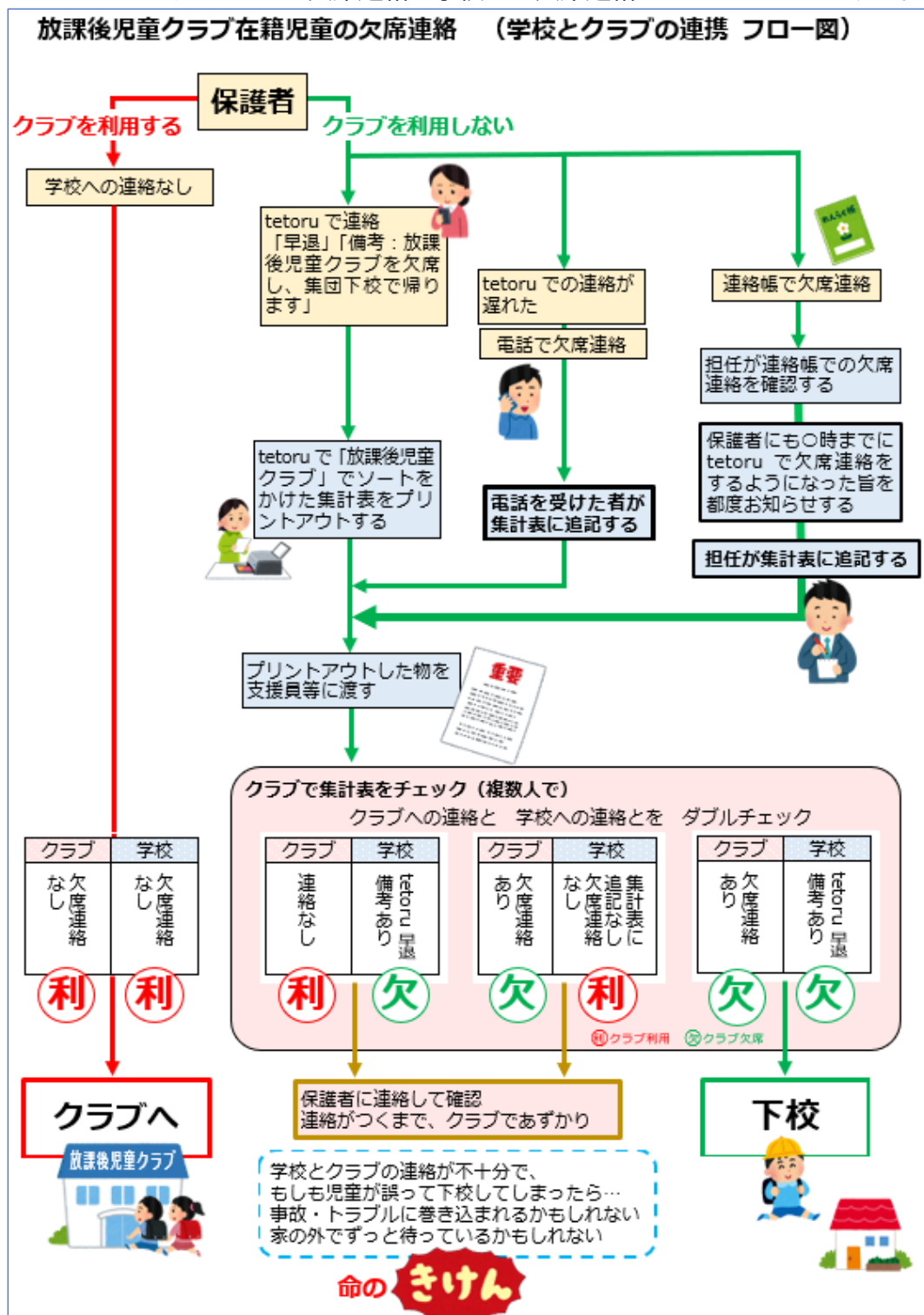
- 保護者との連携
- 学校との連携

安心安全なクラブ運営のために

日常業務における危機管理：マニュアルに沿った対応を基本として日頃から備える。

(1) 日常業務

- ① ミーティングや記録などを工夫して、確実に情報共有や共通理解を行う。
- ② 各種報告文書を提出期限までにもしくはその都度生涯学習課へ提出する。
- ③ 学校とクラブが連携し、引渡しミスを防ぐ。※7「欠席連絡(学校とクラブの連携 フロー図)」参照
 - ☑ クラブと学校はそれぞれに保護者から欠席連絡を受ける。
 - ☑ クラブは学校から、学校で受信した「クラブ欠席連絡」の集計表を受け取る。
 - ☑ クラブでは、クラブへの欠席連絡と学校への欠席連絡とをダブルチェックする。



※7「欠席連絡(学校とクラブの連携 フロー図)」

- ④ 長期休業の保育では、保護者からの欠席連絡なしで、かつ9時までに登室しない場合は、保護者へ確認の電話連絡をする。
- ⑤ 子どもだけで登退室はできない。
- ⑥ 再登室はできない。
- ⑦ 学校授業中のお迎えおよび長期休業中の送迎は、基本保護者が行う。
- ⑧ 送迎時の交通安全の呼びかけをし、通学路の利用を推奨する。
- ⑨ クラブから保護者への大切な連絡はマチコミメールにて行うため、必ずマチコミアプリに登録するよう、保護者へ案内する。

夏季休業中利用について

**事前に
欠席連絡を
お願いします**

ご家庭と児童クラブの狭間で、
お子さんが危険な状態に陥らないために…

欠席されるときは
必ず事前に連絡ください。

※ 朝9時を過ぎても連絡がないときは、クラブから確認の連絡をいたします。

放課後児童クラブ



夏季休業中利用について

**登室時、お子さんは
保護者様から
支援員等へ**

お子さんを安全で確実にお預かりするため、
登室時には、クラブの入り口で
保護者等と支援員等がお顔を合わせて
お子さんをお引受けします。

また、気になることや連絡等があれば、
その時に支援員等にお伝えください。

放課後児童クラブ



送迎についての約束

- ★ 保護者（またはそれに代わる大人）の送迎が原則です。
- ★ 車での送迎の際は、安全運転を心がけてください。
- ★ 安全上、お子様だけの登室・帰宅は認めていません。
- ★ 兄弟の下校時に一緒に帰宅するときは、必ず電話や連絡帳でお知らせください。
その場合は、必ず通学路で帰宅します。
- ★ クラブの閉室時刻は午後6時30分です。
迎えは時間厳守でお願いします。
- ★ 一度退室した場合、再登室は認めていません。

放課後児童クラブ



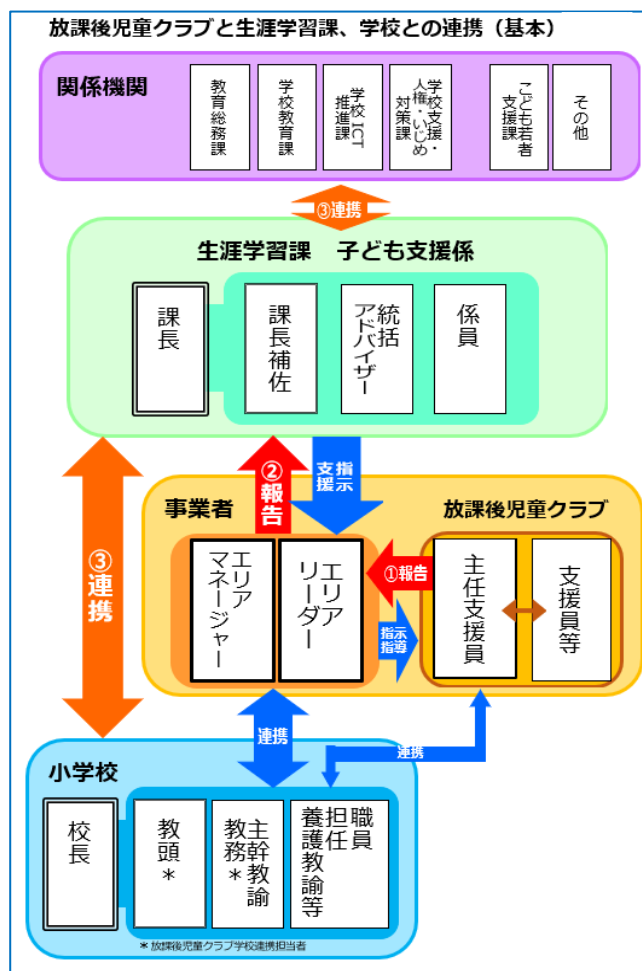
迅速かつ正確に
情報をお届け
するために

**マチコミ
登録**

放課後児童クラブからの
大切な連絡は
マチコミにて行います。
必ずマチコミアプリの
登録をお願いします。



- ⑩ 生涯学習課、事業者、クラブの連絡系統※8を理解し、スムーズな連携を行う。



※8 生涯学習課、事業者、クラブの連絡系統

- ⑪ 彦根市ホームページへの掲載について、掲載を承諾されない場合は、保護者から「メディア掲載承諾について(不同意書)※9」を提出いただく。不同意書の用紙は市ホームページよりダウンロードができる。また、各クラブへ常置する。

彦根市放課後児童クラブ利用児童保護者様

彦根市教育委員会事務局
生涯学習課長

放課後児童クラブ 活動の様子の彦根市ホームページへの掲載承諾について

平素より、本市放課後児童クラブの運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
放課後児童クラブでは、子どもたちが興味・関心を抱きながら活動に取り組み、健やかに成長していけるよう、読書の推進や様々な出前講座・イベントの開催など特色ある保育を実践しています。
そこで、各放課後児童クラブでの子どもたちの活動の様子や特色ある保育等を市ホームページに掲載し、保護者の皆様をはじめ、市民の皆様にも広く情報発信をしていきたいと考えております。
活動紹介で掲載する写真は、離れた場所から撮影したものや後ろ姿等お子様の顔が特定されないように配慮することを原則としますが、掲載されることに承諾していただけない場合は、下部にご記入のうえ、ご利用の放課後児童クラブの支援員等までご提出ください。
なお、ご提出のない方は、ご承諾と判断させていただきますので予めご了承ください。

メディア掲載承諾について (不同意書)

市ホームページへの掲載に承諾しません

記入日 年 月 日

利用されている放課後児童クラブ名	小学校放課後児童クラブ
児童名 (学年)	(年)
児童名 (学年)	(年)
児童名 (学年)	(年)
児童名 (学年)	(年)
保護者名 (続柄：児童との関係)	(続柄)

※9彦根市ホームページへの掲載承諾について(不同意書)

- ⑫ 彦根市はクラブ利用の待機児童を出さない方針のため、クラブ利用児童数が大幅に増加した場合は、学校施設利用によりクラブ室増設調整を行う。
- ⑬ 転落防止のため、3 階以上の部屋では原則低学年は育成支援をしない。また、らせん階段は使用しない。
- ⑭ クラブ用のスマートフォンおよびガラホの使用については、以下のとおりとする。

スマートフォンおよびガラホの管理

- 使用は開室時間中のみとし、放課後児童クラブでの活動場所以外には持ち出さないこと。
- 開室時間中は児童の手に触れないようにすること。
- 業務時間外は所定の場所に保管すること。

セキュリティ対策

- カメラ機能は使用しないこと。
- スマートフォンおよびガラホの設定やパスワードは無断で変更しないこと。
- スマートフォンおよびガラホに保存したデータは外部に漏らさないこと。

私的利用の禁止

- スマートフォンおよびガラホの使用は保護者や事業者・支援員間での連絡、緊急時の警察通報・救急要請を目的とし、業務に関係のない電話やメールをしないこと。
- インターネット検索等通話機能以外を使用する場合は、支援員等業務の範囲内とし、私的な利用は行わないこと。

紛失や盗難時の対応

- 紛失や盗難があった場合は、直ちに支援員等は事業者へ連絡すること。また事業者は生涯学習課に連絡すること。情報漏洩の可能性がある場合と判断された場合は、生涯学習課で機器のロックまたは初期化をすること。
- 故障が起こった場合や使用において不明点がある場合は、事業者を通じて生涯学習課に連絡すること。
- 故障・紛失したスマートフォンおよびガラホについて、新品交換での対応は行わないため、取扱には十分注意すること。

利用状況の確認

- 電話番号等のデータは真に必要なもののみを登録し、必要のなくなったデータは速やかに削除すること。また定期的に登録内容や通話記録、通信記録、アプリの利用状況を事業者が調査すること。

(2) 安全点検

- ① 支援員等は、出勤後すぐにクラブ室周辺、施設および設備の点検を実施し、安全確認をする。
- ② 危険と思われる場所や、物を発見した時は、すぐに事業者を通じて生涯学習課へ連絡をする。生涯学習課は、学校、事業者、支援員等と連携して現場の確認をし、必要があれば改善を図る。
- ③ 各クラブは、毎月安全点検を実施し、生涯学習課へ【報告様式 7-6】「安全点検報告書」※10

【報告様式 7-6】 令和7年度 小学校放課後児童クラブ 安全点検報告書

※各月末に報告 ※必要に応じて、列を増やしたり、行の高さを高くしたりください。

点検 月 日	① 教室		② 図書		③ 音楽		④ 体育		⑤ 生活		⑥ 自然		⑦ 保健		⑧ 他	
	点検者	担当者	点検者	担当者	点検者	担当者	点検者	担当者	点検者	担当者	点検者	担当者	点検者	担当者	点検者	担当者
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
1																
2																
3																

※事業所・施設等（貸出）の点検は、点検者・担当者ともに署名してください。
※用紙2枚目には、点検結果を記載します。

※10 【報告様式 7-6】安全点検報告書

を提出する。

- ④ マダニ等、危険な動植物には常に注意し、見つけたり刺されたりした時には、適切に対応できるようにしておく。

(3) 防犯対策

- ① 支援員等は事業者から指定されたユニホーム、名札を常時着用し、保護者や児童が視覚的に認識できるようにしておく。
- ② 人の出入りには常に注意し、元気な挨拶を行う(防犯効果)。
- ③ ミーティングで不審者や災害など支援員等間で情報を共有し、危機管理に対する意識を高める。
- ④ 児童や保護者、地域住民から不審者や災害等の情報がある場合、保護者に周知徹底を図る。また生涯学習課へ報告する。
- ⑤ 日頃から警察署、消防署、近隣住民や施設と連携を図れる関係づくり(体制)を心がける。
- ⑥ 最後にクラブ室を出る支援員等は、玄関、窓、柵など、全て施錠されているかを確認する。

(4) 救急車を呼ぶときの対応 《119 番通報》

救急時にも落ち着いて対応できるように、電話のそばや壁などに、救急車を要請する際の手順を貼っておくことも大切です。

- ① 種類 Q. 「火災」ですか。「救急」ですか。
 A. 「救急」です。
- ② 場所 ○○小学校放課後児童クラブです。
 彦根市○○町○○丁目○○番地
- ③ 通報者 氏名○○○○です。
 電話番号は ○○—○○○○です。
- ④ 被害状況 負傷者は○人です。
 負傷者の容態は○○○の状態です
 ※負傷者の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。
- ⑤ 以上を伝え終えたら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内する。

あわてずに
落ち着いて
対応する。

スマートフォンは
スピーカー機能を
使用する。

救急車到着まで
電話は切らない。